給水装置設置工事手続きについて

申請時

【下水道課(公共下水道)または住環境政策課(浄化槽)で内容確認を うけた後、申請書に経由印を押印の上、水道課へご提出下さい。】

- ◆① 給水装置新設工事申請書
- ◆② 設計図(平面図・立体図・付近見取図) ※別紙で添付可 (分岐工事がある場合、本管からの設計図も必要)
- ◆③ 工事用水開始届 ※使用期間は記入しないで下さい
- ◆④ 確認申請全頁コピー(申請をしている場合)
- ◆⑤ 確約書(13mmで申請の場合)
- ◆⑥ 上下水道給水中止届 (建替で一般給水開栓中の場合)

※新規メーターは給水分担金等の領収書のコピーと引き換えにお渡しします。

完了時

【下水道課または住環境政策課で完了検査日の予約をとった後、水道課 へご提出下さい。】

- ◆2 竣工図(平面図・立体図・付近見取図) ※別紙で添付可
- ◆**3** 水圧テスト写真(1.75MPaで1分間)
 - ・水圧テストで設置したメーター位置がわかる全景写真
 - ・水圧テスト開始時及びの1分後がわかる各々の写真 (例:時計の設置や、時間を記入した看板の設置等)
 - ※水圧テスト中の配管接続がわかるように撮影すること
- ◆ 4 竣工写真
 - ・分岐工事のある場合、穿孔や埋戻し、転圧等工事内容の解る写真
 - ・明示鋲の設置
- ◆6 工事検査申請書
- ◆6 一般給水開始届(位置図添付)

ご不明な点がありましたら三郷町役場水道課までご連絡ください。

三郷町環境整備部水道課 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号 Tu 0745-73-2101